

意見交換課題

テーマ 1 大阪市行政不服審査会における答申の在り方について

テーマ 2 審査庁説明に係る説明要旨、処分庁陳述に係る陳述要旨の提出について

※テーマ 2 の調査審議における審査庁説明及び処分陳述について、税務部会において運用上全件は実施していないが、今回、税務部会委員にもご意見を賜りたいと考えております。

テーマ1 大阪市行政不服審査会における答申の在り方について

大阪市行政不服審査会における答申の在り方としては、審査対象は審理員意見書の結論及び理由付けとして、（審理員意見書と異なる意見があれば）審査庁の意見や審査請求人意見は審査会で聴取したうえで、審査請求の適否を判断とするのか、審査対象は諮問時に審査庁の意見を付させたうえで審査庁の意見の結論及び理由付けとして、審査庁意見の適否を判断とするのか、等が考えられるが、いかがか？

・答申は、行政庁からの諮問に応えることを直接の任務とすることから、諮問を行う審査庁に対して意見を述べるという点に答申の特質があるといわれている。そして、行審法の規定からは、審査庁は、裁決の結論（原則棄却）の妥当性について諮問をしているといえる。

・行政不服審査法（以下「行審法」という。）上、答申は審査庁に対してなされるものであるから（行審法 42 条、43 条）、答申の名宛人は審査庁であるといえる。

・現在、総務部会、税務部会で各々答申を行っており、概ねその答申内容の構成は同一であるところ（別添 1 参照）、諮問時の資料においては審査庁からの諮問に際しての意見を徴してはいるが、答申の構成としては審理員意見書の引用を踏まえつつ、諮問に際しての審査庁意見に対しての判断を記載するのではなく、審査請求に対する判断を示す形で答申を行っている。

一方、国の行政不服審査会における答申（別添 2 参照）や一部の他の自治体における答申の中には、諮問に際しての審査庁意見を示したうえで、それに対する応答として構成することで、審査請求に係る諮問に際しての審査庁の意見に対する判断である点を重視しているものも散見される。

・また、総務部会の調査審議において、答申の在り方についての議論があったことから、本会における答申の在り方について、今後の検討の必要性が少なからずあると思われる。

・そこで、大阪市行政不服審査会における答申の在り方について今後検討を進めていくにあたり、これまで会として意見交換をした経過もないことから、本年度全体会において意見交換を行いたい次第である。

意見交換にあたっては、答申の在り方として、審査対象は審理員意見書の結論及び理由付けとして、（審理員意見書と異なる意見があれば）審査庁の意見や審査請求人意見は審査会で聴取したうえで、審査請求の適否を判断とするのか、審査対象は諮問時に審査庁の意見を付させたうえで審査庁の意見の結論及び理由付けとして、審査庁意見の適否を判断とするのか、あるいはそれ以外の考え方はどうか、という視点でご意見を賜りたい。

別添 1（総務部会、税務部会の答申書の構成）

総務部会	税務部会
第 1 審査会の結論	第 1 審査会の結論
第 2 審査請求に至る過程	第 2 審査請求に至る過程
第 3 審理員意見書の要旨	第 3 審理関係人の主張の要旨
1 審査請求人の主張	1 審査請求人の主張
2 処分庁の主張	2 処分庁の主張
3 審理員意見書の結論	
4 審理員意見書の理由	第 4 審理員意見書の要旨
（1）本件に係る法令等の規定について	1 結論
（2）審理関係人の主張の検討	2 理由
（3）上記以外の違法性又は不当性の検討	
第 4 調査審議の経過	第 5 調査審議の経過
第 5 審査会の判断の理由	第 6 審査会の判断の理由
1 本件に係る法令等の規定について	1 関係法令等の定め
2 争点について	2 争点等について
3 争点に係る審査会の判断について	3 審査請求に係る審理手続について
4 その他	5 結論
5 結論	
6 付言	

国
結論 本件審査請求は・・・すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。 理由 第1 事案の概要 本件は、・・・(以下「処分庁」という。)が、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)に係る・・・法の規定に基づく・・・決定(以下「・・・決定」という。)をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。 1 関係する法令の定め等 (1) 法令の定め (2) 通達による運用 2 事案の経緯 各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。 (1)・・・(・・・書) (2)・・・(・・・書類) (3) 処分庁は、・・・年・月・日、審査請求人に対し、・・・する旨の・・・決定を行った。(・・・決定通知書) (4) 審査請求人は、・・・年・月・日、・・・決定を不服として本件審査請求をした。(審査請求書) (5) 審査庁は、・・・年・月・日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。 (諮問書、諮問説明書) 3 審査請求人の主張の要旨 第2 諮問に係る審査庁の判断 本件は、・・・、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきとしている。 ・・・ 第3 当審査会の判断 当審査会は、・・・年・月・日、審査庁から諮問を受け、・・・及び・・・の計●回、調査審議をした。 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 2 本件決定の違法性又は不当性について (1) 次の・・・の事実は、審査関係人に争いがない。 (2) そして、審査庁の説明によれば、処分庁は、・・・法に基づき、本件には・・・該当する事情が認められず、審査請求人には・・・と判断し、・・・決定をしていることから、この・・・法の・・・基準等について、以下検討する。 ・・・基準については、特に不合理な点はない。

(4) 本件においては、以上のとおり、審査請求人は・・・事情は認められないから、・・・と認定した審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。